

マンガ

よう子さんの



まちづくり体験記

～自治基本条例ってなあに？～



数日後…
町会の集まりの日



教えて！ 情報共有の原則

まちづくりの基本原則① 情報共有の原則

市民同士の情報交換や、行政、議会からの積極的な情報発信がまちを良くしていくためにはとても大切です。まちについて知ることが、まちをより良くしていくための第一歩となります。

ここでは、色々な立場の人が一つの問題について話し合いをしています。直接顔を合わせて話し合うことで、きつと一人では思いつかない意見が出てくるはずです。

第6条 市民は、互いにまちづくりのための情報を提供し合い、共有できるよう努めます。

2 行政及び議会は、それぞれが持つまちづくりに関する情報を積極的に提供し、市民と共有します。

まちづくりの基本原則② 協議の原則

身近な問題に直面した時、あなたはごしますか？
そんな時は一人で考ええるのではなく、近所の知り合いや友人、町会・自治会の人たちといった色々な人と話し合ってみましょう。

ここでは、町会の集まりという「話し合いの場」で色々な人がアイデアを出し合うことで、問題解決の道筋が見えてきたようです。

第7条 市民同士又は市民及び行政は、まちづくりを進めるに当たり、互いの意思疎通を図るため、積極的に協議します。



教えて！ 3者の役割

3者の役割② 議会の役割

議会は、行政の取組のチェックや評価をするだけではなく、地域の問題を見つけ、行政や市民に伝えることも大切な役割です。また反対に、行政が抱えている問題を、市民に伝える役割も持っています。

ここでは、荒川議員の豊富な知識によって、みんなの意見をより良いものにするアドバイスが出てきました。

3者の役割① 議会の役割



戸田市議会 荒川議員

第11条 議会は、戸田市議会基本条例（平成24年条例第1号）の定めるところにより、次のとおり活動します。

(一) 公正性、透明性及び信頼性を重視する議会運営を目指すとともに、市民にとって分かりやすい議会運営に努めます。

(二) 市民に対し積極的な情報公開に努め、説明責任を果たします。

(三) 市民の立場に立ち、市政の監視及び評価の強化に努めます。

(四) 市民との意見交換の場を多様に設け、政策能力の強化や政策提言の拡大を図ります。



わし 教えて!

まちづくりの基本原則③
参加・参画の原則

まちづくりの主人公である市民が、まちをより良くするために、できることから関わってほしいことが大切です。行政は、市民のまちづくりへの思いを活かし、実際に関わることでできる環境を整えていきます。

ここでは、自分たちができることとして、おばあさんの家の雑草刈りやポスターによる啓発活動に取り組みます。

第5条 市民は、自治の主体として、積極的にまちづくりに参加し、また、計画段階から参画するよう努めます。

2 行政は、市民の意思をまちづくりにかつため、市民がまちづくりに参画できる機会を保障します。

わし 教えて!

自転車を止まりましょう

わし 教えて!

3者の役割③
行政の役割

行政は、市民にとって相談しやすい場所ではなくてはなりません。また、相談を受けた時には、的確なアドバイスや対応ができるように努力する必要があります。

また、この場面のようにつ直接顔と顔を合わせて話をする
ことが信頼関係をつくるうえで
大切になります。

第12条 行政は、公平・公正な市政運営を行います。

2 行政は、職員の見解を積極的に取り入れつつ行政改革や事務改善等を進めるとともに、職員が市民と対話しやすい職場環境づくりに努めます。

お願いします



教えて！

まちづくりの基本原則④

協働の原則

みんなが自分にできることを考え、行動することがまちを良くすることにつながります。

ここでは、色々な立場の人が、「見通しの悪い交差点」という一つの問題をきっかけに、みんなで話し合い、実際の行動に移しました。お互いの考えや行動を尊重することで、地域の問題を解決するとともに、市民同士の交流や高齢者の見守りにつなげることができたのです。

第4条 市民、議会及び行政

は、それぞれが役割を意識し、それぞれの力を発揮し、互いを尊重し、まちづくりを進めます。





自分たちのできることから考え、行動に移すことで
 私たちの住む戸田市を
 より良いまちにしていきたいと思います。

条例の詳しい内容については、こちらのパンフレットに掲載しています。▶

(市役所協働推進課やボランティア・市民活動支援センターTOMATOで配布しています。)

市役所のホームページでも、随時情報をお知らせしています。

戸田市 自治基本条例

検索



よう子さんの

まちづくり体験記

～自治基本条例ってなあに?～

平成28年3月発行 戸田市 市民生活部 協働推進課
 〒335-8588 埼玉県戸田市上戸田1丁目18番1号
 電話 048-441-1800 (代)

